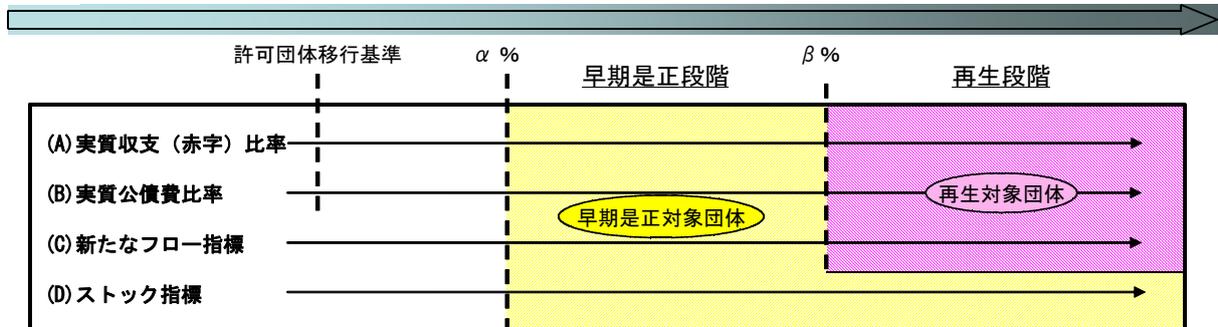


## 早期是正・再生の基準・目標についての基本的考え方



### 1 早期是正段階

#### (1) 早期是正対象団体となる基準

- ・ 財政悪化の状況を早期にもれなく把握できるようにする観点から、実質収支（赤字）比率（普通会計を中心としたフロー指標）、実質公債費比率、新たなフロー指標（全ての会計をカバーするフロー指標）を、ストック指標のそれぞれについて設定すべきではないか。
- ・ その際、地方債の許可団体への移行基準よりも財政悪化が進んでいるが、現行制度における再建団体の基準（再建団体とならなければ起債制限を受ける基準）までには至っていないレベルで設定し、なるべく再生段階に至らない段階で財政悪化を防止できるようにすべきではないか。
- ・ 新たなフロー指標、ストック指標については、実質収支（赤字）比率、実質公債費比率で設定するレベルに相当するレベルで設定すべきか。

#### (2) 財政健全化計画の目標

- ・ 実質収支（赤字）比率については、現行法の再建計画において収支均衡を目標としており、これに合わせることにすべきか。
- ・ その他の指標については、早期是正対象団体とならない基準まで改善することとすべきか。

## 2 再生段階

### (1) 再生対象団体となる基準

- ・ストック指標は、将来のフロー悪化のリスクを捉える指標であって、リスクが現実化した場合にはフロー指標で捉えられることから、再生段階の基準には用いないこととし、実質収支（赤字）比率、実質公債費比率、新たなフロー指標について設定することとすべきか。
- ・その際、現行制度における再建団体となる基準（再建団体とならなければ起債制限を受ける基準）や地方債許可団体に対する起債制限の基準を勘案して設定すべきではないか。
- ・新たなフロー指標については、実質収支（赤字）の比率、実質公債費の比率で設定するレベルに相当するレベルで設定すべきか。

### (2) 財政再生計画の目標

- ・実質収支（赤字）比率については、現行制度の再建計画で収支均衡を目標としていることからこれに合わせるべきか。
- ・その他の指標については、国・都道府県の関与の下で確実な再生を行う以上、早期是正対象団体とならない基準まで改善することを求めるべきか。

# 実質収支（赤字）比率・実質公債費比率について

## 1. 実質収支（赤字）比率

$$\text{実質収支（赤字）比率} = \frac{\text{実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）}}$$

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の逓次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。実質収支赤字には、決算年度のみならず、過去の赤字要素も含みうるが、当該団体は「収支均衡の原則」の下、できる限り速やかに赤字を解消することが求められる。

### ※ 収支均衡の原則

健全な財政運営のための原則のうち、「収支均衡の原則」は最も基本的な原則であり、予算・決算両面から強く要請されるものである。地方自治法第210条において、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」（総計予算主義）とされているが、歳入予算と歳出予算はそれぞれ独立では成り立たず、収入予定額と支出予定額が同額になるような予算の調製がなされなければならない。収支均衡予算が作成されれば、予算の財政統制機能が適切に確保されている前提の下、決算も収支均衡が図られるはずである。

## 2. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金（繰上償還等を除く）} + \text{準元利償還金} - \left( \text{特定財源} + \text{基準財政需要額に算入された元利償還金等} \right)}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）} - \text{基準財政需要額に算入された元利償還金等}}$$

地方債協議制度において、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずることとされている。実質公債費比率は、この「元利償還費」を測る水準として、標準的一般財源の規模に対する実質的な公債費相当額の割合を測る指標として、従来の起債制限比率に厳格化、透明化の観点から一定の見直しを行い、新たに導入したもの。

なお、主な見直しのポイントは以下のとおり。

- 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入
- PFI や一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの一統
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映

# ストック指標について

## 1. スtock指標の導入の趣旨

＜新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）（9月25日）＞

ストック指標は、普通会計が直接負う債務のみならず、公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、普通会計が実質的に負担することとなる債務を捉えて、例えばこれを負債償還能力と比較した指標とすることを検討すべきである。また、指標の設計に当たっては、その経年的な傾向も勘案する民間の取組を参考とすることも考えられる。

- ・ フロー指標のみを活用すると、フロー（毎年度の公債費、資金繰り等）の健全性は維持されるものの、実質的な負債（ストック）は増嵩している場合がある。
- ・ その実質的な負債が一定程度以上になれば、将来において多大な財源をその償還に充てなければいけない危険性が高くなるが、それはフロー指標では把握できないため、ストック指標を導入することが必要である。

## 2. スtock指標の検討例

（「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」（平成17年3月））

＜財政規模に対する将来負担の大きさを表す指標＞

$$\text{①将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{標準財政規模}}$$

＜財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標＞

$$\text{②将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\left( \text{経常一般財源等} - \left( \text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分} \right) \right)}$$

＜財政余力に対する将来負担の年度当たり返済見込額の大きさを表す指標＞

$$\text{③単年度財政余力比率} = \frac{\left( \text{将来負担額} - \text{充当可能資産額} \right) \div \text{平均残存年数}}{\left( \text{経常一般財源等} - \left( \text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分} \right) \right)}$$

②③の経常一般財源等＝経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債

# 現行の再建団体、地方債許可団体・起債制限の指標と基準

	指標	指標の定義	基準とその効果
再建団体	実質収支（赤字）比率	$\frac{\text{実質収支（形式収支-翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等+普通交付税）}}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤字になると、再建法に基づく再建の申出が可能</li> <li>都道府県については標準財政規模の5%以上、市町村については20%以上の赤字額に達すると、再建法に基づく再建を行わなければ、公共施設等の整備に係る地方債を発行禁止</li> </ul>
地方債の許可移行・起債制限	実質公債費比率	$\frac{\begin{matrix} \text{元利償還金} \\ \text{（繰上償還等を除く）} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{準元利償還金} \\ \text{（繰上償還等を除く）} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{特定財源} + \text{基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金等} \end{matrix}} - \frac{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ \text{（繰上償還等を除く）} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金等} \end{matrix}}$ <p>※上記算式で算出された率の3ヶ年平均</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18%に達すると、協議団体から許可団体へ移行 （公債費負担適正化計画の策定を前提に一般的な基準により許可）</li> <li>25%に達すると、起債制限団体へ移行 （一般単独事業等の起債が制限）</li> <li>35%に達すると、さらに起債制限が強まる （一般単独事業、一般公共事業等の起債が制限）</li> </ul>
	実質収支（赤字）比率	$\frac{\text{実質収支（形式収支-翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等+普通交付税）}}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定以上の赤字額（標準財政規模に応じ、段階的に設定）を生じた団体は、許可団体へ移行 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市町村 2.5%</li> <li>標準財政規模200億円の市町村 5%</li> <li>標準財政規模50億円未満の市町村 10%</li> </ul> </li> </ul>